

法定化されているわけで、再度の任用（雇用の更新）に対しては前述したような取り組みが必要となるだろう。

しかし、現行の臨時非常勤職員等が就いている職が「本格的業務」と評価され、各種手当（任期付短時間勤務職員は一部除く）や休暇制度等が常勤職員と均等待遇になることから、任用制度選択のひとつとして検討されるべきだと思う。

総務省調査（2016年4月）では、任期付職員の活用に関して「実施・予定あり・検討中」と全国の市・区の31%が答えており、「民間委託等が前提の制度」という導入当初の趣旨から実態は大きく変化しており、多様な職種で活用されているのが現状だ。（本稿は2018年12月10日段階での記述です）

参考1.

総務省通知「任期付職員の任用等について」（2018/3/27）より

3 再度の任用について

任期付職員が任用されていた職が、当該職員の任期終了後も引き続いている場合において

て、任期付職員を再度採用する際にも、成績主義や平等主義の原則に則り、競争試験又は選考による能力の実証を経た上で任用がなされるべきものである。

この場合、臨時・非常勤職員の再度の任用の場合と同様に、任期付職員として任用されていた者が、任期終了後、改めて適切な募集を行い、競争試験又は選考による能力の実証を経た上で、結果として再度同一の職に任用されることは妨げられない。

なお、競争試験や選考の方法については、任用しようとする職種や職務内容等に応じて各地方公共団体において決定すべきものであるが、任用しようとする職の職務遂行に必要とされる能力の実証が客観的になされることが担保されるべきである。

また、任期付職員を再度任用する際の給与については、常勤職員に適用される基準に準じて、職務経験等の要素を考慮して定めるべきである。

参考2

*表は、筆者の責任でまとめたものである。

〈2020年4月以降の短時間勤務者制度の比較表〉

未定義

任用制度

	短時間勤務者制度	任用根拠法	制度（職等）の性格	法律上の任期	任期の更新（再度の任用）	条件付採用期間
既存	17条非常勤職員制度	法第17条	常勤より短時間（短日数）	規定なし	○	任用時に6ヶ月
	任期付短時間勤務職員制度	任期付法第5条	週38時間45分より短時間の職 (総務省通知では32時間以内) 本格的な業務の職	3年以内	○ (総務省通知あり)	任用時に6ヶ月
新設	会計年度任用職員制度	改定法第22条-2-1	常勤職員の職と異なる設定の職 補助的な職とみなされる	1年以内	○ (総務省通知、国会附帯決議あり)	任用時に1か月

待遇等

	短時間勤務者制度	給与区分		期末手当	勤勉手当	その他の手当	退職手当	休暇制度の根拠
既存	17条非常勤職員制度	現業職等	給料（賃金）	○	○	○	○※3	就業規則（労働協約）による
		非現業職	報酬			△※1	△※1	条例・規則による
新設	会計年度任用職員制度	現業職等	給料（賃金）	○	○	○	○※3	就業規則（労働協約）による
		非現業職				一部を除き、常勤と同じ手当支給となる	×	条例・規則による
		現業職等	給料（賃金）	○	○	○	○※3	就業規則（労働協約）による
		非現業職	報酬	○	×	△※2	×	条例・規則による

※1 3／4以上の勤務者等を地方自治法の常勤職員とみなし手当が支給できるとの判断あり。ただし条件化必須。

※2 総務マニュアル：地域手当、時間外、官日直、休日勤務、夜間勤務、特殊勤務手当相当額を報酬に上乗せ可能

※3 「給与の種類及び基準条例」に項目があれば支給可能

「隠れ債務」と非正規公務員

上林 陽治 理事、(公財)地方自治総合研究所研究員

2020年4月の会計年度任用職員制度の施行を控え、地方自治体はその制度設計に追われているが、準備状況は遅れているようだ。2017年の地公法・自治法改正で、会計年度任用職員等に期末手当（年間2.6月）を支払うこととなった。これだけで支給総額は千億円を優に超えるといわれる。このほかに在職年数の伸長を給料に反映する措置（経験年数加算）も求められ、これらの新たな財政需要を国は面倒を見てくれるのかの見当がつかない

というのが、進捗状況が芳しくない理由らしい。

だが会計年度任用職員の処遇については、この新たな財政需要だけが問題ではない。実は多くの地方自治体で、不払い退職手当という、最大総額約1700億円の「隠れ債務」を抱えているのである。

まず、退職手当が本来支払われるべき臨時・非常勤の規模を測定しよう。

総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査（平成28年4月1日現在）」によれば、フルタイムの臨時・非常勤は、①特別職非常勤1万8495人、②一般職非常勤3万1599人、③臨時的任用職員15万2670人、合計20万2764人で、64万有余の臨時・非常勤の約3分の1を占める。同調査の対象者は1回の任期が6月以上の者で、「フルタイム職員」とは、常勤職員と同様の勤務時間、勤務日数の職員（「臨時・非常勤職員に関する調査票・記入の手引き」）である。

一方、退職手当が支払われるべき職員の要件は、総務省の「職員の退職手当に関する条例（案）」（昭和28年9月10日、自丙行発第49号、行政部長通知）では、次のように定める。

（一）公営企業・単純労務職員を除く職員で（一条）、（二）常時勤務に服することを要するもの＝常勤職員（二条一項）または常時職員と同じ勤務時間以上勤務した日が月に18日以上あるもの＝常勤的非常勤（二条二項）、（三）勤続期間の計算は、6月以上1年未満のものは1年とみなし（七条七項）あるいは常勤的非常勤は6月以上と読み替え適用する（昭和37年改正条例附則5項、ただし支給額は2分の1）。

なおこの条例案は、特別職非常勤にも適用される。条例の根拠法令である地方自治法は特別職・一般職の両方を包含し、退職手当は、地方自治法204条2項に規定する「常勤の職員」に支給されるもので、したがって特別職か一般職かを問わないからである。

先に算出したフルタイムの臨時・非常勤20万

2764人は、条例案に照らせば、全員、退職手当が支給されるべき者である。しかも公務員の退職手当は、「支給条件はすべて法定されていて（中略）法定の基準に従つて一律に支給しなければならない性質のもの」（「電電公社小倉電話局事件」最高判三小昭43・3・12）で、任命権者の裁量の範囲は極めて狭く、職員が退職した場合に一定のルールに従つて必ずや支払われなくてはならない。

したがって、支給していないとすれば、まさしく「隠れ債務」である。

個々の退職手当条例の規定に従つて支給している地方自治体もある。特に県費の臨時教職員には、40都道府県で、見かけ上の退職日となる毎年度末に、要件を満たす臨時教職員に退職手当を支給している。2012年には、この退職手当をめぐり、「実質的には継続雇用であり、退職手当とはいはず、一時所得である」とする税務署と、「昭和37年から毎年支給し、現行法を順守した結果」と反論する兵庫県教育委員会で異例の論争が生じ、「退職手当」とみなすことでの決着した。

実際に支給すべき対象か否かは、それぞれの退職手当条例で確認しなければならないが、条例案通りの条例を制定している場合（とりわけ退職手当組合の条例は条例案に準じている場合が多い）、確実に退職手当請求権が発生している。

退職手当の請求権の時効は5年（労働基準法105条）である。

先のフルタイムの臨時・非常勤の月額給与を20万円と仮定して、毎年度末に退職手当を支給されるとみなした場合、不払い退職手当の総額は、最大で1697億1347万円となる（20万円×0.837（在籍年数1年の支給割合）×5年×20万2764人）。空白期間を置かず、継続して雇用している場合は、さらに金額は膨らむ。

また1年単位でみると、失業手当の給付額に達しないことから、「失業者の退職手当」（条例案第10条）の支給も要する。そもそも条例案通りに支給していれば、雇用保険に加入させる必要もないし、失業給付に退職手当を代替させることは、雇用保険法の趣旨に反する。

新しい制度の発足に当たり、「隠れ債務」を清算しておくことをお勧めしたい。

（本稿は『自治日報』2019年12月14日号
「自治」欄に掲載したものです）

受理を求めて三千里：ILO訪問報告

行った！会った！さて結果は？？

安田 真幸（連帶労働者組合・杉並）

＜経過の振り返り～ILO訪問へ＞

2017年5月、4労組連名で申立～2018年3月、受理を求める326団体署名提出～4月カレンさん面談～5月「受理要望書」提出、と受理・審査を求めて力を尽くしてきた。「ナショナルセンターの支援がないと受理は困難」という壁を打ち破るための方策を探る中で、貧乏組合ではあっても、「ILOに直接訴えに行こう！」と決断したのが8月だった。

当初は、各理事がジュネーブに集まる理事会直前の訪問を考えていた。しかしAさんから「理事会直

＜要請メモを持って面会へ＞

パリでイヴさん（労働者理事の中心メンバー）～コペンハーゲンでジーンさん（結社の自由委：委員）～ジュネーブでラクエルさん（ITUC：国際労働組合総連合・ジュネーブ事務所長）、と面会。ハグニングはありながらも要請を重ねる。

最後に訪問したILO事務局では、労働者活動局



＜Very difficult, But not impossible!?＞

結論的には「(ナショナルセンターの支援のない事例の受理は)非常に難しい、しかし不可能ではない」という状況は変わっていない。しかし、直接の面会を通して、重要な問題として認識を深めてもらうこ

ILOへの要請：メモ

＜要請内容＞

- 私たちの申立を是非受理し、審査してください
- 日本政府に非正規公務員の労働基本権を確保するように勧告してください
- 最低限非正規地方公務員に地公労法を適用するため

前に行っても手遅れ。受理を検討する小委員会前に、労働者理事の居住地に行ってでも会わなければ意味がない」と叱咤激励を受ける。

急遽10月初旬の訪問へと大幅な計画変更。早速ILO関係者に要請と相談を重ね、ILO理事・事務局と何回もメールでやりとり。様々な困難を関係者のアドバイスとサポートのおかげで乗り越え、10月13日～20日の訪問計画を確定することができた。

のアン次長が共同会議を設定してくれていた。参加者は労働者活動局からアリエール（アジア太平洋担当）・メラニー（法規担当）さん、国際労働基準局のカレン次長、P S I：国際公務労連のカミロさんも出席し、要請を受けてくれた。



とはできたと思っている。様々な関係者の助力をいただいて、簡単には会えない方々と面会できたことだけでも有難いことで、感謝！感謝！の訪問だった。

に法改正するよう、勧告して下さい

＜理由＞

- 22万人の非正規地方公務員が労働基本権を奪われようとしている
 - 労働組合を存続できない
 - 労働協約が無効となる

③ 労働委員会が使えなくなる
 2 政府の進める雇用安定化政策に逆行する、非正規地方公務員の雇用不安定化
 ① 政府は民間労働者については、有期労働契約を無期に転換させていく政策を行っている。
 ② しかし今回の法改定は、自治体が雇用する非正規公務員には「1年雇用」を義務付け、この政策に逆行するものである。
 ③ 模範的雇用主であるべき政府・自治体が、雇用不安定を推進することは許されない。
 ④ ましてや、雇用不安定を強制される非正規公務員から労働基本権を奪うことは論外
 3 非正規地方公務員に地公労法を適用することは、簡便な手続きで行える
 ① 地公法57条に「単純労務職員」と並んで「臨時・非常勤職員」を追加すれば済む

② 地公労法が適用されれば、労働組合が存続でき、労働協約が継続でき、労働委員会が使える。ストライキはなくなるものの、最悪の事態は避けられる。

＜最近の状況報告＞

私たちは、日本の非正規公務員問題がCFAで取り上げられたこと、日本政府に対して「期限を定めた行動計画」を策定するようCASが勧告したこと、を大いに歓迎します。

しかし、全く残念なことに日本政府は必要な労使協議を行わず、計画策定もしようとしません。

- ① ILO勧告を無視する日本政府にさらに踏み込んだ対応をしていただきたい
- ② 是非ダイレクト・コンタクトを日本政府に求めいただきたい

以上

－「総会委員会」が、日本政府に「期限を区切った行動計画」を勧告－

この絶好の機会を活かそう！！

今年6月のILO総会の「基準適用委員会」で、10年ぶりに日本の労働基本権問題が取り上げられた。消防職員への団結権保障を中心に、日本政府に厳しい意見が続出した。

注目すべきは日本政府に対し「自律的労使関係の確立に向け」、「労使協議の上」、「期限を区切った行動計画を策定すること」を勧告したことだ。この「行動計画」は11月の「専門家委員会」に間に合うように提出することが求められている。

しかし政府はこの勧告を無視し、「行動計画」を提

出していない。一方、連合・全労連はILOに「意見書」を提出している。

私たち4団体はこの絶好の機会を生かし、「非正規公務員の労働基本権確立」に向けた働きかけを開始した。9月にILO国際議連をはじめとした国会議員、弁護士団体、連合・全労連に要請して廻る。ILO議連の多くは非正規議連のメンバーでもある。

11月21日から「専門家委員会」が開催されている。この審議に注目しつつ、今後もさらに取り組みを進めるつもりだ。

アナさんに感謝！！

打てば響くメールの応答の労働者活動局次長のアナちゃん。いつも「welcome、会えるのを楽しみにしてる」でメールを閉めてくれる。最後のメールは「参加者の人数とフルネームのリストを教えてください」とあった。大掛かりな代表団の訪問となればそれなりの会議室を押さえなくてはなりません。二人だけです。そして二人のフルネームを送りました。

相応しい広さの部屋で着席すれば相手側は5人。うちの組合と当局の団交みたいな人数構成だな、おみやげが足りなくなっちゃう？などと思いながらも、アナちゃんが皆に声かけしてくれたと感激しきりでした。

フィリピンからのアジア太平洋担当、臨月間近の法規担当、風邪を引いてる国際公務労連の3名は私たちの申し立てとその後の受理に向けての私たちの運動をあまり知らない（？）ので、説明をさせてもらいました。

難しい注文をしてカレンさんを怒らせ（？）たり、意味不明と言われたり。アナちゃんはメリルストリープのような表情で見守ってくれ、専門家委員会への申し立てが最後の手段とメモをくれたり。アジア太平洋担当者は政府への働きかけを強め運動の継続をするように、って。アナちゃんに出口まで見送られ西洋式抱擁とグッドラックの言葉を後に任務を終えたのでした。（安田の）



「感情労働者保護」が進む韓国に学ぶ

白石 孝 理事長、希望連帯代表

12月上旬、日本のテレビ番組が、韓国のマクドナルドなどで客が店員に暴力や暴言をふるうスマホ撮影画面などを繰り返し放映した。各局でのコメントは「韓國のお客は激しい」など。また、加害者の個人情報を見つけ出し、ネットで攻撃する一般世論の酷さも報じた。数局は「この事態を重視した政府が緊急対策を講じた」程度は報道した。

これほどお粗末な報道に呆れてしまう。日本のマスメディアによる韓国報道の大半が、日本人の嫌韓意識や韓国を低く見せる「煽り報道」になっている。韓国では2010年頃から主に欧米での実践に学んだと思われる「感情労働者保護」に関する取り組みが始まっている。

「感情労働」とは～米国の社会学者が1983年、飛行機の客室乗務員らの調査を基に提唱した。仕事上、心の管理が特に必要で、ストレスが伴う。顧客対応の仕事に多く、販売店員や介護・看護職、コールセンターの対応者のほか、教師も含まれる。(用語解説などは18年11月6日の毎日新聞記事から引用)

今回から連続で韓国政府やソウル市の「感情労働者保護」と「労働人権」政策を紹介するが、まずは感情労働者保護に関する取り組みのあらましを辿ってみよう。韓国「労働環境健康研究所」イム・サンヒョク(任祥赫)所長が2016年12月に大阪で講演された記録から引用すると、

2010年から同研究所は感情労働に対する調査を実施。11年に「国家人権委員会」が取り上げ、さらに韓国で社会的に大きく盛り上がったのが13年。

同年4月、韓国籍航空機に乗った大企業の常務が「ラーメンをまともに作れなかった」と航空機の女性乗務員に暴行を加える状況が発生。9月、大企業の会長が非正規職の航空保安労働者に暴行し、連続報道される暴行、暴言、セクハラそして「ピーナッツ回航」。感情労働に従事する約700万名の顧客対面労働者の精神の健康及びストレスが社会的課題としてようやく認識された。(講演レジメから)この時期、韓国の民主派言論の代表的刊紙「ハンギヨル」が、6回シリーズで具体的詳細な特集を掲載(10月13日～12月5日)したことでも世論に大きく影響した。

まず国レベルでは、第三者機関である国家人権委員会が、雇用労働部長官及び国会議長に2016年12月5日「感情労働者保護勧告」を発した。その後、17年5月にムン・ジェイン政権が誕生、「産業安全保障法」が18年4月に改正され、10月から施行された。これが日本のTVメディアが報じた「緊急対策を講じた」を指している。毎日新聞11月6日報道くらいが正確な取材記事なわけだ。改正されたのは、産業安全保障法第26条の2に「顧客の暴言等による健康障害予防措置」を新設(改正2018.4.17)

①事業主は、主に顧客に直接対面するか、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網を通じ商品を販売したりサービスを提供する業務に従事する労働者(以下、「顧客対応労働者」という)に対し、顧客の暴言、暴行、その他適正範囲を超える身体的・精神的苦痛を誘発する行為(以下、「暴言等」という)による健康障害を予防するため、雇用労働部令で定めるところにより必要な措置を取らねばならない。

②事業主は、顧客の暴言等により顧客対応労働者に健康障害が発生または発生する著しいおそれがある場合には、業務の一時的中断又は転換等、大統領令で定める必要な措置を取らねばならない。

③顧客対応労働者は、事業主に第2項による措置を要求でき、事業主は顧客対応労働者の要求を理由に解雇その他不利な処遇をしてはならない。(本条新設2018.4.17)

第72条(過料) ④次の各号のいずれか一つに該当する者には1千万ウォン以下の過料を賦課する。

産業安全保障法施行規則 第26条の2(顧客の暴言等による健康障害予防措置) (本条新設2018.10.16)

事業主は、法第26条の2第1項により健康障害を予防するため次の各号の措置を取らねばならない。

1. 法第26条の2第1項による暴言等を行わないよう要請する文言の掲示又は音声案内
2. 顧客との問題状況発生時の対処方法等を含む顧客対応業務マニュアルの作成
3. 第2号による顧客対応業務マニュアルの内容及び健康障害予防関連教育の実施
4. その他、法第26条の2第1項による顧客対応労働者の健康障害予防するために必要な措置(以上は鈴木明訳による)

ソウル市は国に先んじて取り組んだ。まずは「ダイヤル120番」で有名なソウル市のコールセンターである「タサン(茶山)コールセンター」の電話応対員に関する経年的調査を2012年から開始し、14年2月に「ソウル市人権委員会政策勧告」が出され、16年1月に「感情労働従事者の権利保護などに関する条例」が制定、施行され、それを受けた「権利保護センター」は18年10月から開設されている。18年11月27日にそのセンターを訪問し、運営内容や成果などを伺った。ソウル市の条例・規則やセンター調査の報告は次号で予定している。いずれにしても、韓国では感情労働者対策が具体的に進んでいることが日本ではほとんど知られていない。18年前半、UAゼンセンが介護ヘルパーなど組合員調査を実施、厚労大臣に対して対策を講じるよう求め、ようやく報道されるに至った程度、この違いは何だろうか。「労働人権」という用語の有無からも分かるだろう。

公務災害補償制度で一部改善

7月20日に総務省自治行政局公務部安全厚生推進室長名の「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例規則（案）の一部改正（案）について（通知）」が発せられました。経過や内容は別紙同封の新聞記事などをご参照いただきたいのですが、北九州市訴訟の原告及び私たちが5月に実施した主要自治体調査が合わさって総務大臣の改善決断に繋がりました。

さらに、通知を受けて各自治体がどう改善していくのかが重要で、今年初頭の取り組みに「追跡調査」を予定しています。また、訴訟で勝利判決を引き出すためのサポートにも取り組みます。

集会などのご案内

◎研究会講座「世界に逆行する日本の水道民営化～公共サービスと公共労働を考える」

◆1月28日（月）18:30～20:40 ◆東京ウイメンズプラザ2階・第1会議室 ◆会場・上映費700円 ◆DVD上映「最後の一滴まで～ヨーロッパの隠された水戦争」(59分) ◆竹信三恵子「PFI法改定と官製ワーキングプア運動」ほか

◎反貧困ネットワーク連続講座・第4回「外国人移住労働者について」

◆1月25日（金）19:00～21:30（開場18:30）
◆文京シビックセンター3階・第1会議室
◆500円 ◆講師：甄凱（けんかい）さん（移住者と連帯する全国ネットワーク運営委員、岐阜一般労働組合外国人第二支部長、

NPO法人外国人支援センター所長） ◆コーディネーター：稻葉奈々子（反貧困ネットワーク世話人、移住者と連帯する全国ネットワーク運営委員、上智大学教員）

◎11年目の反貧困全国集会

◆2月16日（土）12:30～17:30 ◆上智大四谷キャンパス2号館4階401、402教室

◎会計年度任用制度に雇用不安の影「先行する国で何が起きているのか」全労働役員に聞く

◆2月17日（日）14:00～16:30 ◆東京しごとセンター5階セミナー室 ◆500円 ◆なくそう！官製ワーキングプア東京集会実行委

◎韓国・ソウルに学ぶ(1)「韓国言論労組と非正規労働者」

◆1月20日（日）17:00～19:00 ◆浦和「土瑠茶（どるちえ）」（さいたま市役所そば）
◆会場費1,000円（30人完全予約制） ◆片山玲子（埼玉ママの会）、竹内絢（フリーライター）、片山あゆこ（大学生）、白石孝の4人トーク

◎韓国・ソウルに学ぶ(2)「市民民主主義にチャレンジする韓国の社会運動に学ぶ」

◆2月21日（木）18:30～20:00 ◆プラザエフ3階（四谷駅前） ◆会場費500円 ◆講師：白石孝 ◆主催：公正な税制を求める市民連絡会

◎森岡孝二さんを追悼するつどい

◆2月23日（土）シンポジウム14:00～16:30、1,000円 ◆レセプション17:00～19:00、5,000円 ◆シティプラザ大阪 ◆追悼のつどい実行委

＜編集後記＞

発行がまた大幅に遅れ、申し訳ありません。このところ、新聞やテレビ、ラジオ、ネットなどで取り上げられるようになり、問い合わせや相談も増えています。韓国の社会運動は市民が運動、団体を財政面でも支え、会員2～3千人は普通、最大会員は、TV局などを解雇された記者などが創設し

た市民メディア「ニュース打破」で3万4千人、スタッフは50人。これにより権力に負けない、忖度しないさらには鋭い調査報道が出来ています。ひるがえって日本の運動は「反対」「倒せ」は言ても、専従すらなく、政策づくりも不十分、運動の根本的改革が求められています。（白石孝）

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2019年1月・第26号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908/FAX：042(474)9520/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：http://kwpk.web.fc2.com/

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。